

農業水利施設等に係るデータ管理方式検討業務委託仕様書

1 目的

県内の農村地域における用排水路や農道といった農業水利施設等(以下、「農業インフラ」)は、多面的機能支払活動組織や土地改良区(以下、「施設管理者」)により維持管理が行われてきたが、人口減少や高齢化を背景に、管理の継続や知見の継承に支障が生じている。また、施設管理用の紙資料の劣化等が顕在化しており、将来的な農業インフラの管理に支障が生じることが懸念される。

こうした中、県では、農業インフラの管理に伴う紙資料の収集・整理と電子データ化を図り、支援システム「みえ管理マップ(仮称)」の構築により施設管理の省力化・効率化を進めることとしている。この取組により、施設管理に関連するデータの蓄積・共有を図り、地域住民等を含む多様な人材が施設の管理に参画するための体制強化を支援し、継続的に施設が適正に保全管理されることをめざす。

当業務では、この取組を推進するにあたり、県内の農業インフラの施設管理状況を把握するとともに、その状況を整理し、支援システムを構築するためモデル的に取り組む地区の選定に加え、県内での支援システム構築の取組展開方向を検討する。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 農業水利施設等に係るデータ管理方式検討業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から令和7年3月26日(水)まで
- (3) 業務場所 三重県内

3 定義

(1) 農業水利システム

(出典：農業水利施設の機能保全の手引き94ページ、令和5年4月26日改定、農林水産省)

ア 定義

水源を確保して適切な時期に必要な量の農業用水を農作物に供給するとともに、その生育を阻害しないよう適切に排水する一連の施設体系。

イ 解説

貯留施設、取水施設、送配水施設、排水施設、調整施設、管理制御施設といった施設により構成される総合的な水利用のための施設体系。

(2) 農業水利施設

(出典：農業水利施設の機能保全の手引き95ページ、令和5年4月26日改定、農林水産省)

ア 定義

農業水利システム全体で水利用機能を正常に発現させるための構成要素。

イ 解説

貯留施設、取水施設、送配水施設、排水施設、調整施設、管理制御施設といった農業水利システムを構成する施設。

(3) 農業インフラ

農業水利施設及び農道。

(4) 施設管理者

多面的機能支払活動組織、土地改良区。

4 業務内容

(1) 準備作業

□必要資料の貸与

- ・受託者は、業務実施上、必要な資料を予めリスト化し、発注者より貸与を受け整理する。

□業務計画書の作成

- ・本業務を円滑に進めるための実施手順、作業内容、工程等を整理した業務計画書を作成する。

(2) 聞き取り調査

□実施目的

- ・施設管理者の規模、管理面積や施設内容、現状の施設管理上の課題等をふまえ、支援システムに求められる機能等について検討するため聞き取り調査を実施する。
- ・聞き取り調査は、県内の農業インフラを管理する多くの施設管理者に共通する聞き取り調査表を事前に用意して実施し、令和7年度以降に支援システムを構築するためのモデル地区選定の検討資料とする。

□実施方針

- ・聞き取り調査の実施：聞き取り調査は受託者が発注者と同行し実施する地区を4～5地区とし、発注者が独自に行う地区を4～5地区として計10地区程度を想定する。受託者が同行して実施する聞き取り調査の実施にあたり、発注者が日程調整を行う。
- ・聞き取り調査表の作成：聞き取り内容は、1.対象となる施設管理者の人員、2.管理している農業インフラ、3.施設管理の内容、4.現状での何らかのシステム導入を実施しているか否か、5.施設管理や日常業務で負担となっている事項等の内容を骨子として、発注者と意見調整を行いながら、聞き取り調査表として取りまとめる。
- ・聞き取り状況の整理：聞き取りの実施状況、聞き取り結果等を聞き取り対象別に整理する。

(3) 聞き取り結果の整理とモデル地区の選定

□聞き取り結果の整理

- ・聞き取り結果をふまえ、施設管理者の人員などの組織規模のほか、本県の地域区分（北勢、中勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州）、管理対象施設、管理業務の内容等を整理する。

モデル地区の選定

- ・聞取り結果をふまえ、施設管理者の規模、対象施設、維持管理内容、県内の地域区分、維持管理上課題となっている事項等の項目について検討しモデル地区（案）を選定する。選定したモデル地区（案）について、県内全域への横展開が可能か等の観点で発注者と協議し3モデル地区に絞り込む。

(4) 今後の支援システムの構築に係る取組展開方向の検討

- 令和6年度業務の成果をふまえ、令和7年度以降に構築する支援システムの構築工程を検討し、取りまとめる。検討内容は想定されるモデル地区、支援システムに求められる機能、プロトタイプ of 構築と検証、県、市町、施設管理者等関係機関との調整等である。

(5) 報告書取りまとめ

- (1) ~ (4) の作業について、検討内容と検討結果が明確になるよう整理し本年度の報告書として取りまとめる。

5 成果品

- ・報告書 紙媒体1部（チューブファイル綴じ）、電子データ一式
- ・発注者との協議により、納品数については変更を行うものとする。

6 留意事項

支援システム構築については、改めて受託者を選定する予定である。このため、成果品（構築工程・プロトタイプを含む）について、以下の条件を遵守すること。

- ・支援システム構築受託者の選定にあたり、競争性を阻害することのない内容とすること。
- ・成果品は、発注者が自由に公表し、又は改変してよいものとする。第三者に知的財産権又は著作権人格権があり、公表や改変に支障がある場合は、可能な限り、そのような知的財産権等の制約のないものとする。
- ・この仕様書の内容と、契約条項とが抵触する場合には、契約条項が優先する。

7 資料の貸与

- ・業務の遂行にあたって資料の貸与が必要となった場合、発注者が保有する資料は貸与することができる。また、施設管理者の保有資料の貸与が必要な場合は、発注者と保有者との協議の上、貸与を行うものとする。

8 疑義等

- ・本業務委託仕様書に記載のない事項について、発注者と受託者が協議の上、決定し実施することとする。

9 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条2項の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 契約締結権者（三重県）は、三重県会計規則（以下、「規則」という）第80条第1項各号及び第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (5) 契約締結権者（三重県）は、受託者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収する。
- (6) 契約締結権者（三重県）は、受託者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収する。
- (7) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによる。規則は、以下のURLからご参照ください。
<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=28&fromJsp=SrMj>
（三重県ホームページの「三重県法規集」から閲覧可能）
- (8) 受託者は、委託業務を完了したときは、業務完了報告書（業務を完了した旨を記載した書面）を三重県に提出すること。